

事務連絡  
令和3年7月13日

酒類業中央団体連絡協議会各組合 御中

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室  
国税庁 酒税課

「酒類の提供停止を伴う休業要請等に応じない飲食店との  
酒類の取引停止について（依頼）」の廃止について

令和3年7月8日付事務連絡「酒類の提供停止を伴う休業要請等に応じない飲食店との酒類の取引停止について（依頼）」（以下、「令和3年7月8日付事務連絡」という。）に関連して、貴協議会各組合におかれましては、以下の事項を会員各社に周知されますようよろしく申し上げます。

記

令和3年7月8日付事務連絡につきましては、その発出により、貴業界において大きな混乱を生じさせたことから、本事務連絡は廃止いたします。

酒類販売事業者におかれましては、これまでも新型コロナウイルス感染症拡大防止にご協力をいただいておりますが、今後とも引き続き、ご協力いただきますようお願いいたします。

【照会先】

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

企画調整担当 高橋・徳永・藤代・岡田・矢部  
西中・寺井・服部・鈴木・小林

電話 03(6257)3086（直通）

国税庁課税部酒税課

平澤・反町・比嘉・齋藤・田畑

電話 03(3581)4180（直通）